

わたしたちの生活を支える税金 国民健康保険税(国保税)のしくみ

国民健康保険は相互扶助の精神に基づき、加入者の病気やけがなどに保険給付を行うことを目的とする制度です。その財源は、国保税と国からの補助金などで成り立っていますので、期限内の納付をお願いします。

納税通知書は、7月(1期)～3月(9期)までの9回に分けて、口座振替または現金(金融機関やコンビニ・スマホ決済アプリなど)で納めていただきます。また、特別徴収(年金差し引き)の人は、4月・6月・8月・10月・12月・2月の6期(回)に分けて、年金から差し引いて納めていただきます。

税率改正

「医療保険分」の平等割を次のとおり引き下げます。

◆平等割 26,000円
↓
20,000円









納税する人は世帯主
世帯主が国保加入者である無しに関わらず、世帯員に国保加入者がいれば世帯主が納税義務者です。

39歳までの人と65歳以上74歳までの人
医療保険分と後期高齢者支援金分を合計したものが国保税になります。※65歳以上の人の介護保険料は、第1号被保険者として別に納めていただきます。


40歳以上64歳までの人
医療保険分と後期高齢者支援金分と介護保険分を合計したものが国保税になります。

国保税額 = 所得割 + 均等割 + 平等割

■ 問い合わせ 住民課住民税係 ☎64-8312

区分		医療保険分 (医療費を払うために負担していただいているもの)	後期高齢者支援金分 (後期高齢者医療制度支援をするため負担いただいているもの)	介護保険分 (介護サービス費用として負担いただいているもの)
税率(額)	① 所得割 所得(課税所得額)に応じて計算します。 課税所得額…前年の総所得金額から基礎控除(43万円)を差し引いた額	課税所得額  × 7.0% 計算例 2,170,000円 × 7.0% = 151,900円	課税所得額  × 2.4% 計算例 2,170,000円 × 2.4% = 52,080円	課税所得額  × 1.8% 計算例 2,170,000円 × 1.8% = 39,060円
	② 均等割 世帯員の国保加入者数に応じて計算します。 ※年度末で18歳以下の子どもに係る均等割相当額を補助します	1人当たり  25,200円 計算例 25,200円 × 4人 = 100,800円	1人当たり  8,000円 計算例 8,000円 × 4人 = 32,000円	1人当たり  8,400円 計算例 8,400円 × 2人 = 16,800円
	③ 平等割 1世帯当たりの金額	1世帯当たり  20,000円 計算例の計 272,700円(100円未満切捨て)	1世帯当たり  7,400円 計算例の計 91,400円(100円未満切捨て)	1世帯当たり  5,200円 計算例の計 61,000円(100円未満切捨て)
		計算例の合計 425,100円		
限度額		630,000円	190,000円	170,000円

【計算例】
甘楽さん(夫、妻、子ども2人)の場合


夫42歳 妻41歳 子ども15歳・13歳
(給与所得)(所得0円)
(260万円)

総所得260万円の課税所得額は2,170,000円です。計算は右のとおりとなります。
※この世帯の子どもの均等割額分(66,400円)は年度末に補助金として交付されます。

軽減判定所得の見直し

世帯(加入者と世帯主)の総所得に応じて、均等割・平等割が7割・5割・2割と軽減される制度です。地方税法施行令の改正に伴い、軽減基準額の算定方法が見直しされました。詳しくは、住民税係までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症に係る減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、要件を満たす人は令和3年度分の保険税のうち、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期限のものが減免となります。
詳しい内容は、7月15日号のおしらせ版や納税通知書に同封するチラシをご覧ください。

ご存知ですか？

非自発的離職者軽減制度

いままでお勤めされていた会社などをやむを得ず離職された人については、申告していただくことにより、当該年度を含む2年間軽減されます。
手続きに必要なものなど詳しくは、住民税係にお問い合わせください。

【軽減対象者】

- ・「雇用保険受給資格者」による確認とし、離職理由欄のコード(2桁)が次のコードの人が対象です。
- 離職コード
◇特定受給資格者◇ 「11」「12」「21」「22」「31」「32」
◇特定理由離職者◇ 「23」「33」「34」
- ・失業時点で65歳未満の人